

福岡医発第 622 号 (地)
令和元年 5 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

時下 貴職ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省労働基準局長より日本医師会を通じて周知協力依頼がありました。

本件は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号）により、労働安全衛生法第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン（これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 5 年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらにつきましては、平成 31 年 4 月 10 日から施行することとされたところです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

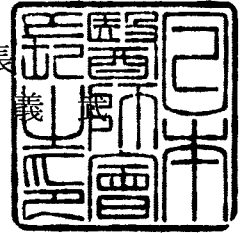
産業保健担当理事 榎藤秀之
会長 島田昇二郎

日医発第193号 (健 I 57)

令和元年5月17日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
横 倉 義



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の
一部を改正する省令の施行について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、標記の件について、別添のとおり本職あてに周知依頼がありました。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第149号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第68号）により、労働安全衛生法第67条第1項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン（これをその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他のものを含む。）を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に5年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらにつきましては、平成31年4月10日から施行することとされたところです。

改正の趣旨、内容等は別添のとおりですが、貴職におかれましては、この度の改正内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基発 0410 第 12 号

平成 31 年 4 月 10 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部
を改正する省令の施行について

日頃から労働安全衛生行政の推進に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 149 号)及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 31 年厚生労働省令第 68 号)により、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 67 条第 1 項に規定する健康管理手帳の交付対象業務に、オルトートルイジン(これをその重量の 1 パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務を追加するとともに、当該業務に 5 年以上従事した経験を有することを交付要件とすることとなりました。

これらにつきましては、平成 31 年 4 月 10 日から施行することとしており、別添のとおり都道府県労働局長宛て指示しております。

つきましては、貴団体におかれましても、改正の趣旨を御理解いただき、傘下会員事業者等に対して、改正の内容等の周知に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

基 発 0410 第 6 号
平成 31 年 4 月 10 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部
を改正する省令の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 149 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 68 号。以下「改正省令」という。）が平成 31 年 4 月 10 日に公布され、公布の日から施行することとされたところ、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、これらの施行に遺漏なきを期されたい。

また、本通達については、別添のとおり別紙の関係事業者等団体の長宛て傘下会員事業者等への周知等を依頼したので、了知されたい。

記

第 1 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

1 改正の趣旨

健康管理手帳制度は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 67 条第 1 項の規定に基づき、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「安衛令」という。）第 23 条各号に掲げるがんその他の重度の健康障害を生じるおそれのある業務に従事していた者のうち、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 53 条第 1 項に規定する一定の要件を満たす者について、離職の際又は離職の後に、国が健康管理手帳を交付し、健康診断を実施する制度である。

改正政令は、労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 35 条に規定される同規則別表第一の二に掲げる疾病（業務上の疾病）に、オルト

一トルイジンにさらされる業務による膀胱がんが追加されたこと等を受け、専門家による検討が行われた結果を踏まえ、安衛法第 67 条第 1 項の規定に基づき、健康管理手帳の交付対象業務を拡大するよう、安衛令について所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正（改正政令本則関係）

都道府県労働局長による健康管理手帳の交付の対象となる業務に、オルトートルイジン及びオルトートルイジンを含む製剤その他の物を製造し、又は取り扱う業務を追加したこと。

(2) 施行期日（改正政令附則関係）

改正政令は、公布の日から施行することとしたこと。

第 2 労働安全衛生規則の一部を改正する省令

1 改正の趣旨

改正政令の施行に伴い、第 1 の 2 (1) の業務に従事していた者のうち、係る健康管理手帳の交付の対象となる者の要件を定める等の所要の改正を行ったものである。

2 改正の内容

(1) 安衛則の一部改正（改正省令本則関係）

健康管理手帳の交付の対象となる者の要件として、第 1 の 2 (1) の業務に 5 年以上従事した経験を有することと規定したこと。

また、様式について所要の整備を行ったこと。

(2) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、公布の日から施行することとしたこと。

また、改正省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができることとしたこと。